

F A—1 8 戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議

平成30年11月12日午前11時45分頃、米海軍所属のF A—1 8 戦闘攻撃機1機がエンジントラブルのため、那覇市の東南東156マイル（約290km）の海上に墜落する事故が発生した。

同型機は、今年3月に米バージニア州オシナ海軍基地所属機が墜落し、操縦士2人が死亡する事故を起こしている。

沖縄の米軍基地では、常駐機以外にも多くの外来機が飛来し、近年の騒音被害の増大のみならず、基地や訓練空域、水域が集中しすぎる上に、住民地域と訓練区域との距離も近すぎ、訓練の増加による県民の命への影響は増大している。今回の海上での航空機事故は、漁船をはじめ、民間船舶や人命の被害につながりかねず、環境への影響を含め、看過できるものではない。

1972年の本土復帰後、県が把握する沖縄での米軍機の墜落事故は48件に上り、頻発している。

また、嘉手納基地においては、米海軍所属HH-60ヘリコプター接触事故（重大な「クラスA」）があったばかりで、今回の墜落事故が発生したことに対し、強い憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は町民・県民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 同機の飛行訓練を即時中止させ、総点検を実施すること。
- 2 事故に関する正確、かつ迅速な情報提供を行うこと。
- 3 事故原因を徹底的に究明し、詳細を速やかに公表すること。
- 4 事故の再発防止と飛行訓練の中止を含めた具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成30年11月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
米海軍第7艦隊司令官 在沖米国総領事